

(別紙様式1)

## 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名： 宮崎県  
農業委員会名： 都農町農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

#### 1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	483
自給的農家数	13
販売農家数	470
主業農家数	212
準主業農家数	36
副業的農家数	222

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	895
女性	407
40代以下	165

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	333
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	37
農業参入法人	0
集落営農経営	1
特定農業団体	0
集落営農組織	1

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	529	894				1,420
経営耕地面積	307	536	274	155	107	843
遊休農地面積	24	73				97
農地台帳面積	589	1,180				1,769

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者	—							
女性	—							
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 2年 7月 1 9日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	8	8
認定農業者	—	5
認定農業者に準ずる者	—	2
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	8	8	3

\*現在の体制を記載することとし、旧・新いづれかの記載事項は削除

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1, 420ha	910. 5ha	64.1%
課 題	基盤整備等が行われている優良農地は比較的集積しやすいが、農家の減少や認定農業者の高齢化などにより、今後厳しくなることが予想される。特に中山間部では、基盤整備していない地域があるほか、鳥獣害の被害、周辺の原野化などの問題があり、集積していくための課題が多い。また、所有者側の問題として相続等による農地の細分化、所有者不明農地、貸し出しを拒むなどの問題がある。農作物の価格が不安定なことも考えられる。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積 843ha (うち新規集積面積 40ha)
	目標設定の考え方:過去3年間の新規実績面積の平均程度
活動計画	年間を通して、町部局・関係機関と連携を図りながら、離農を考えている農地所有者や規模拡大を希望する担い手に対し、農地中間管理事業の活用を推進していくとともに、農地移動適正化あっせん事業・特例事業を活用した農地取得についても奨励していく。また、所有者不明農地等の制度の活用についても検討していく。

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	1 経営体	3 経営体	2 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	0. 6 ha	5. 0 ha	0. 7 ha
課 題	厳しい農業情勢の中、新規に農業経営に取り組むことは容易ではないが、農家の高齢化や後継者問題等による減少を考慮すると、新たな担い手を確保しなければならない厳しい状況になっている。新規で参入しやすいような受入れ体制の整備・支援が十分ではない。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	2 経営体	参入目標面積	1 ha
	新規参入の意向がある方に、積極的に就農支援事業の説明を行っていく。町部局・関係機関と連携し、農業へ新規参入しやすい環境づくりを目指して、定住対策(住宅の確保等)や研修制度を組み合わせながら受入れ体制の整備を図っていく。町外から若者(会社員・大学生等)を就農施設・圃場、農家ホームステイで研修する機会をつくり、農業体験をさせることで将来の担い手を育成する方策を検討する。また、新規参入後には、経営が安定するように農業技術等の指導・支援体制の強化を検討する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## IV 遊休農地に関する措置

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A) 1,517 ha	遊休農地面積(B) 97 ha	割合(B/A×100) 6.4%
課 題	中山間部の農地は、鳥獣などの被害にあうことも多く、安定した収穫が見込めないうえ、農地に傾斜があるため、高齢化した農家には維持管理が大変難しく、遊休農地化しやすい状況である。また、施設園芸への経営形態の転換、離農する農家や後継ぎがいないなどの理由により、利用見込みのない農地が増加している。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 16 ha		
	目標設定の考え方:一人1ha		
活動計画	調査員数(実数) 16人	調査実施時期 7月～8月、10月	調査結果取りまとめ時期 9月～11月
	農地の利用状況調査 調査方法	農業委員・農地利用最適化推進委員が巡回調査を行い、遊休農地化している農地を発見した場合は、地図上に記録していく。また、B分類となった農地については、4グループに分かれて非農地判断を含め再度調査する。	
	農地の利用意向調査 実施時期 11月	調査結果取りまとめ時期 12月～1月	
その他	遊休農地の解消に向けた広報活動		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A) 1,420 ha	違反転用面積(B) 0.01 ha
課 題	農地の所有者に対して、農地法(違反転用)を理解できるように十分な周知をすることが難しい。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の活動計画

活動計画	農地の転用については許可が必要なことについて、地区の集会や農業委員会だより(年2回)・週報等(年6回)での繰り返し啓発活動を実施する。農地パトロール等で違反転用を発見した場合は、状況により転用申請の提出や原状回復等の指導を行う。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入